

承認第4号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

(多可町総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について)

多可町総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出

多可町長 戸田善規

専決第3号

多可町総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

多可町長 戸田善規



多可町総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日

条例 第 27 号

多可町総合計画審議会設置条例（平成18年3月27日条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「プロジェクト推進課」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

多可町総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改正後
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>プロジェクト推進課</u>において処理する。</p>